

<一般委託>

南処理工場土壌調査業務委託(一般委託)仕様書

南処理工場土壌調査業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	南処理工場敷地において、土地利用履歴調査を実施することで、土壌汚染のおそれの程度に応じた区分分けを行うとともに、土壌調査計画を立案することを目的とする。
2	履行期間	契約日から令和元年9月27日まで
3	施行場所	横須賀市神明町2187番地
4	業務内容	土地利用履歴調査及び調査報告書の作成(詳細は別紙のとおり)
5	特記事項	別紙のとおり
6	関係法規	「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」及び「土壌汚染対策法」
7	資格要件	本業務履行については、下記の資格を有すること。 (1)土壌汚染対策法に基づく指定調査機関
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務完了後一括払いとする。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	資源循環部資源循環施設課 若林 功 電話 822-9702

<指示又は希望事項>

<p>グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係</p>	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
---	---

業務共通仕様書

総則

1 適用範囲

- (1) この共通仕様書は、南処理工場土壌調査業務委託に適用する。
- (2) 特記仕様書に記載された事項は、この共通仕様書に優先する。

2 用語の定義

指示、承諾、協議とは次の定義による。

- (1) 指示とは、発注者側の発議により監督員が受託者に対し、監督員の所掌事務に関する方針、基準、計画等を示し実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、受託者の発議により請負者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と受託者が対等の立場で合議することをいう。

3 業務計画

受託者は、あらかじめ業務計画書を提出して承諾を得なければならない。

4 業務主任技術者と編成

- (1) 受託者は、技術業務を行う班編成とその内容を作成し、監督員に提出して承諾を得なければならない。
- (2) 業務主任技術者は、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する技術者でなければならない。
- (3) 業務主任技術者は、監督員の指示する一切の事項を処理するものとする。

5 事務管理

受託者は、業務実施に関係法規等を遵守し、常に善良なる管理を行い、業務の方針及び条件について不明確な点がある場合、または改善の必要が認められる場合は、監督員と協議をしなければならない。

6 打ち合わせ

- (1) 受託者は業務を円滑に遂行するために監督員の指示する箇所など必要な段階で、手戻りのないよう監督員と打ち合わせしなければならない。
- (2) 共通仕様書、参考図及び特記仕様書に記載されていない事項であっても技術上必要と認められるものについては、監督員と協議するものとする。

7 現地調査の土地立ち入り等

- (1) 現地調査を実施するために国有地、または私有地に立ち入る場合は、関係法令に準拠し土地立ち入り等を行わなければならない。
- (2) 現地調査の実施にあたり宅地又は垣、もしくは柵等で囲まれた土地に立ち入る場合はあらかじめその所有者に通知しなければならない。

8 土地の使用

受託者は、植物、垣、もしくは柵等の伐所又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は、所有者の承諾を得てから行うものとする。

9 官公庁等への手続き

- (1) 業務実施のため必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、監督員と打ち合わせのうえ、受託者の負担において迅速に処理しなければならない。
- (2) 関係官庁その他に対して交渉を要するとき、また交渉を受けた時は遅滞なくその旨を監督員に申し出て協議する。

10 資料等の交付及び返還

- (1) 受託者は、借用する事に定められた図面及びその他関係資料等を監督員に請求して交付を受けるものとする。
- (2) 受託者は、交付された図面及び資料等は業務委託の完了後、ただちに返還しなければならない。

11 成果品の作成

受託者は業務の成果品の整理を行う場合は、事前にその内容について監督員と協議するものとする。

12 検査

- (1) 受託者は特記仕様書あるいは、あらかじめ監督員の指示した箇所又は主要な作業段階の区切り目等には、監督員の確認を受けなければならない。
- (2) 受託者は、既済部分検査及び完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品及び関係資料等を揃えておくものとし、業務主任技術者が検査を受けなければならない。

13 成果品

成果品はこの仕様書に定めるもののほか、特記仕様書によるものを提出する。また、成果品は可能な限り電子データで作成し提出すること。ファイル形式、電子媒体等については監督員の指示による。

14 秘密の保持

受託者は本業務内容及びその結果を第3者に公表、譲与又は使用してはならない。なお、やむをえない場合には、文章により申請して監督員の承諾を得なければならない。

特記仕様書

本特記仕様書は「南処理工場土壌調査業務委託」に適用する。

1 実施目的等

当該敷地における有害物質取り扱い事業場の設置状況、有害物質の使用・排出状況、埋め立て処分履歴、建設副産物等による造成などの過去の土地利用履歴を調査し、有害物質による汚染の可能性等を把握することにより、必要な措置・対策を実施するための基礎資料とすることを目的とする

2 調査対象地

南処理工場敷地内 (30,424 m²)

(1) 現況等

南処理工場は資源循環部が所管する施設で、現在も稼働している。

(2) 主な履歴

南処理工場は、昭和 58 年にごみ焼却施設と粗大ごみ処理施設と併設して建設した。

3 実施方法

(1) 関係法令

調査方法は「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」、「土壌汚染対策法」その他関係法令による。

(2) 調査方法

過去の地図や住宅地図及び航空写真等により土地の利用形態を、土地登記簿謄本により土地所有の履歴を、地形図等により造成の履歴を調査する。なお、無用な風評やトラブルの発生を避けるよう留意する。

(3) 取扱状況等調査

調査した土地利用の履歴から、過去に有害物質を取り扱っていた事業者等が存在した場合は、取り扱っていた有害物質の種類、使用の状況や排出・取扱状況等を下記により調査する。

ア) 有害物質取扱事業者及び関係者からの聞き取り

イ) 水質汚濁防止法や条例等による届出書

ウ) 設備台帳や建築図面

エ) 事業会社の社史

4 調査結果

(1) 調査報告書の作成

受託者は、次のとおり調査報告書を作成し、横須賀市長あてに提出すること。

ア 仕様

調査報告書は、JIS規格A4版縦型ファイルに収めるものとし、図面、写真等を添付すること。

イ 提出部数

正本1部、副本2部とする。また、調査報告書が記録された電子媒体（CD又はDVD）についても1枚提出すること。ファイル形式については、監督員の指示を受けること。

ウ ウイルス対策

受託者は、提出すべき電子媒体のウイルスチェックを必ず行なうこと。ウイルス対策ソフトは特に指定しないが、シェアの高いものを使用し、最新のウイルスも検出できるように、常に最新のデータに更新したものを利用すること。ウイルス対策を怠り、本市に損害を与えた場合は、受託者の負担において速やかに対応するものとする。

エ 調査報告書の帰属

本業務に関する調査報告書の著作権は、すべて本市に帰属するものとする。

オ データの保管

受託者は、本業務に関する各種データ（チャート類を含む）を5年間保存すること。

カ 内容

- ①土地利用の履歴等調査
- ②土地履歴調査概要
- ③土地履歴調査年表
- ④現在の土地利用状況及びその周辺の土地利用状況
- ⑤公図（写）
- ⑥履歴等調査における根拠資料
- ⑦その他の特記事項
- ⑧その他必要と思われるもの

5 その他

(1) 再委託の禁止

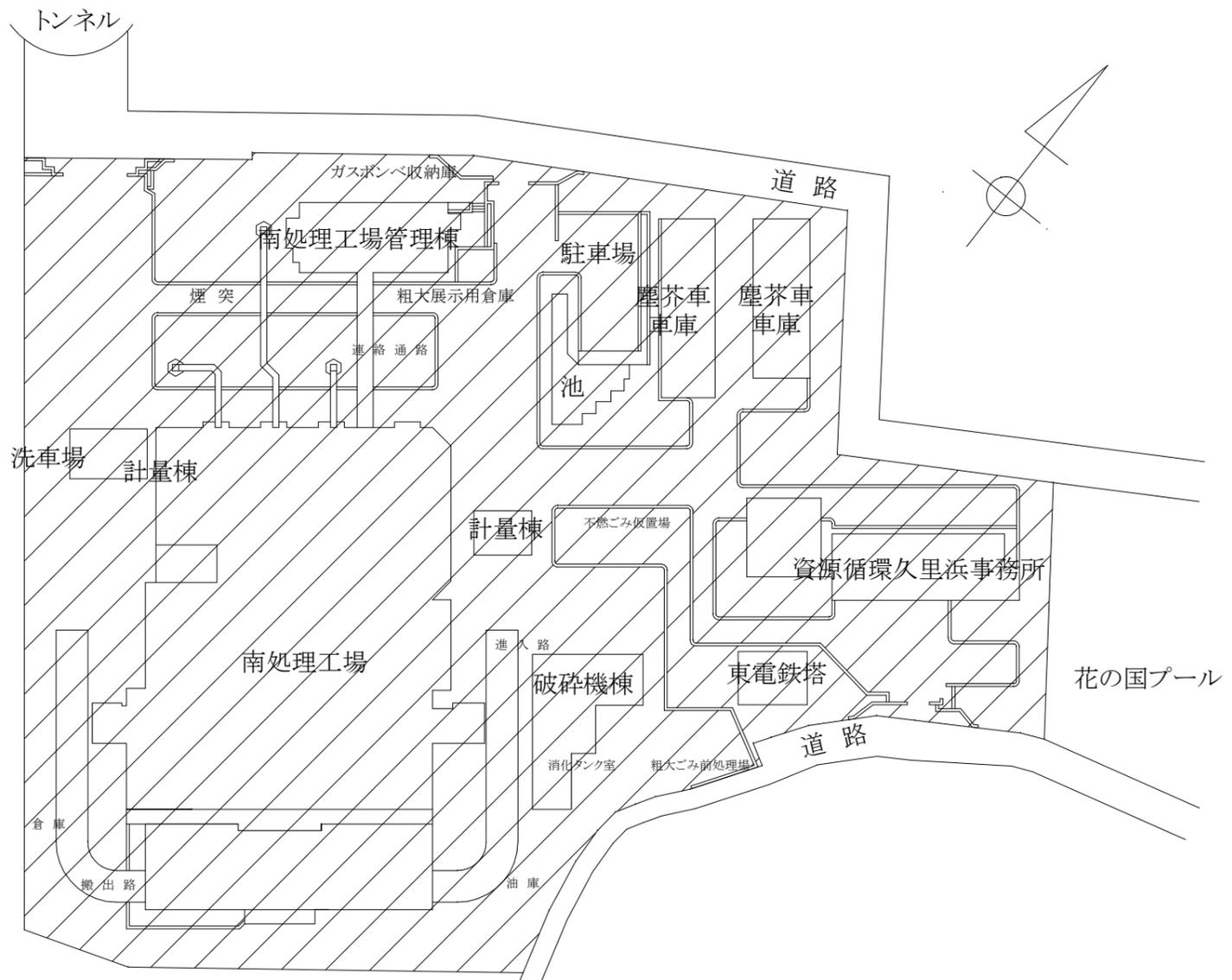
本業務の主たる部分である調査報告書の作成については、再委託を禁止する。

(2) その他

仕様書に明示されていないものでも、業務の性質上当然必要な事項、及び法令又は慣例によって履行しなくてはならない事項は、監督員の指示により受託者の負担で処理しなければならない。



案内図



凡例

 : 調査対象区域

配置図

横須賀市資源循環部資源循環施設課		図番	1 / 1	図面名称	案内図 配置図		課長	係長	担当者
委託名	南処理工場土壌調査業務委託			縮尺	NON SCALE	作図	令和元年 6月		